

令和7年度

いなべ市一般廃棄物処理実施計画

ごみ処理実施計画

生活排水処理実施計画

令和7年3月

いなべ市

目 次

第 1 章 一般廃棄物処理実施計画の概要

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画区域	1
第 3 節	計画期間	1
第 4 節	人口	1

第 2 章 ごみ処理実施計画

第 1 節	ごみ処理概要	2
第 2 節	ごみ処理体系	3
第 3 節	ごみ処理推計	13
第 4 節	ごみ処理計画	16

第 3 章 生活排水処理実施計画

第 1 節	生活排水処理概要	17
第 2 節	生活排水処理推計	18
第 3 節	生活排水処理計画	19

第1章 一般廃棄物処理実施計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

近年、全国的にごみの排出量増加、ごみ質の多様化により、焼却施設に多大な負担をかけ最終処分場の残余容量の逼迫という問題が生じ、一般廃棄物を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっている。一方では、環境保全・資源保護等への関心の高まりから資源の浪費を押さえ、限りある資源を有効に利用するとともに環境への負荷を低減させるためごみの減量化及び再生利用が求められております。また、生活排水の適正な処理を進めていく必要があります。

このような状況に対応していくために、いなべ市（以下、「本市」という。）では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、令和5（2023）年度に第2次いなべ市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画の実施にあたり、具体的な施策を行うために、いなべ市一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」という。）を毎年度策定しています。

第2節 計画区域

実施計画の対象区域は、本市の行政区域全域としています。

第3節 計画期間

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までとしています。

第4節 人口

1 基本計画内の人口推計値

基本計画では、令和7（2025）年10月1日現在の人口について44,000人と推計しています。

2 住民基本台帳の人口実績値

住民基本台帳の人口では、令和7（2025）年3月1日現在の人口について44,426人となります。

第2章 ごみ処理実施計画

第1節 ごみ処理概要

ごみ分別区分及びごみ処理主体を、表1に示します。

家庭系一般廃棄物は、市や委託業者による収集運搬又は市民による自己搬入を行い、市の処理施設や再生事業者にて中間処理を行います。最終的には、資源化や市の最終処分場にて埋立処分を行います。

「廃棄物処理法」第3条第1項では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集運搬を行い、市の処理施設や民間業者により処理を行います。

表1 ごみ分別区分及びごみ処理主体

分別区分		処 理 主 体				
		収集運搬	中間処理	最終処分		
家庭系 一般 廃棄物	燃やすごみ		市/委託/個人	市	再生事業者	
	燃やさない ごみ	金物類	市/委託/個人	市	再生事業者	
		ガラス・陶磁器類	市/委託/個人	市	市	
	資源 ごみ	プラスチック製 容器包装ごみ		委託/個人	市	再生事業者
		ペットボトル		委託/個人	市	再生事業者
		ビン	無色透明	委託/個人	再生事業者	再生事業者
			茶色			
			その他			
		缶	アルミ缶	委託/個人	市/再生事業者	再生事業者
			スチール缶			
		紙パック		委託/個人	再生事業者	再生事業者
		廃食用油		委託/個人	再生事業者	再生事業者
		乾電池		委託/個人	再生事業者	再生事業者
	蛍光管・電球		委託/個人	市/再生事業者	再生事業者	
	古紙類		個人/再生事業者	再生事業者	再生事業者	
古布類		個人/再生事業者	再生事業者	再生事業者		
粗大ごみ		個人	市/再生事業者	市/再生事業者		
事業系一般廃棄物		事業者/許可業者	市/事業者	再生事業者		

備考：紙パック、廃食用油、乾電池、古紙類及び古布類は市で保管し、再生事業者へ搬出しています。

第2節 ごみ処理体系

1 ごみ処理体系

本市のごみ処理体系は、次のとおりとなります。

家庭系一般廃棄物について、燃やすごみは、あじさいクリーンセンターの焼却施設で処理し、焼却灰は、太平洋セメント株式会社にてセメント資源化しています。

燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破碎選別処理し、可燃物は焼却処理、鉄及びアルミは資源回収、不燃物は大安一般廃棄物最終処分場及び藤原一般廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）で埋立処分しています。

資源ごみのうち、プラスチック製容器包装ごみは、あじさいクリーンセンターの圧縮梱包施設で処理し、日本容器包装リサイクル協会へ搬出しています。

ペットボトルは、あじさいクリーンセンターの圧縮梱包施設で処理し、協栄J&T環境株式会社へ搬出しています。

ピンは、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、有限会社勝山商店及び丸硝株式会社へ搬出しています。

アルミ缶は、社会福祉法人晴山会及び社会福祉法人社会福祉協議会で圧縮処理後、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

スチール缶は、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で圧縮処理後、ストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

紙パックは、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、北勢商事株式会社へ搬出しています。

廃食用油は、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、株式会社ダイセキ環境ソリューションへ搬出しています。

乾電池は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場及び員弁リサイクルセンター（以下、「粗大ごみ場」という。）で保管し、野村興産株式会社へ搬出しています。

古紙類は、粗大ごみ場で保管し、北勢商事株式会社及び株式会社金光へ搬出しています。

古布類は、粗大ごみ場で保管し、北勢商事株式会社へ搬出しています。

蛍光灯・電球は、粗大ごみ場で保管し、大安粗大ごみ場へ搬出及び破碎処理し、野村興産株式会社へ搬出しています。

粗大ごみは、粗大ごみ場で解体及び分別し、可燃物は、あじさいクリーンセンターの焼却施設で処理、不燃物は、最終処分場で埋立処分しています。小型家電は、トヨキン株式会社、刈草・剪定枝は、自然共生科学株式会社、木材・木質廃棄物は、山室木材工業株式会社及びフルハシEPO株式会社、プラスチック等は、太平洋セメント株式会社及び三重中央開発株式会社、金属は、再生事業者へ搬出しています。

事業系一般廃棄物については、あじさいクリーンセンター又は民間業者にて処理し、再生事業者へ搬出しています。

2 収集運搬体制

本市では、行政区域全域を収集区域としており、家庭系一般廃棄物の収集地域区分及び収集頻度等は表2に示します。

本市では、ステーション方式による収集運搬又はごみ処理施設への自己搬入を行っています。

家庭系一般廃棄物のうち、燃やすごみ及びプラスチック製容器包装ごみは、市の指定袋による収集としています。なお、古紙類、古布類及び粗大ごみは、粗大ごみ場への自己搬入としています。

また、事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集運搬を行い、あじさいクリーンセンター又は民間業者にて処理をしています。

表2 家庭系一般廃棄物の収集地域区分及び収集頻度

北勢町	
地域区分	自治会区分
阿下喜地区	本町、東町1、東町2、東町3、西町1、西町2、西町3、赤神1、赤神2、赤神3、北町1、北町2、北町3、瀬木、飯倉、小山
十社地区	西貝野、下平、向平、畑毛、塩崎、田辺、川原、二之瀬、小原一色、東貝野
山郷地区	麻生田、麻野、六石、其原、昭電、楚里、大辻新田、南中津原、北中津原、鼓、平野新田、楚里
治田地区	新町上、新町下、奥村、麓村、加野、中山、東村東、東村西、別名、新貝、一之坂、垣内

区分	燃やすごみ			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
収集日	毎週 月曜日 木曜日		毎週 火曜日 金曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	市指定袋			

区分	燃やさないごみ（金物類）			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
収集日	毎月 第2金曜日		毎月 第2木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	燃やさないごみ（ガラス・陶磁器類）			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
収集日	毎月 第4金曜日		毎月 第4木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	資源ごみ（プラスチック製容器包装ごみ）			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
収集日	毎週 火曜日		毎週 月曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	市指定袋			

区 分	資源ごみ（ペットボトル、ビン、缶、紙パック及び廃食用油）			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
収集日	毎月 第2・4金曜日		毎月 第2・4木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	回収ネット、コンテナ、ポリタンク			

区 分	資源ごみ（乾電池、蛍光管・電球）			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
収集日	4月・8月・12月 第2金曜日		4月・8月・12月 第2木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	資源ごみ（紙パック、乾電池、蛍光管・電球、古紙類及び古布類）、粗大ごみ			
地域区分	阿下喜地区	十社地区	山郷地区	治田地区
搬入場所	北勢粗大ごみ場			
搬入時間	午前8時30分から午後4時30分まで			
搬入方法	住民が自己搬入し、施設にて搬入申請を行う			
休業日	毎週 水曜日 木曜日 年末年始			

員弁町	
地域区分	自治会区分
西地区	市之原、上笠田、上笠田北、笠田新田、下笠田、笠田東、御菌、みその団地、楚原、石仏
東地区	北金井、畑新田、平古、大泉新田、大泉、西方、東一色、松之木、岡丁田、暮明、平古団地

区 分	燃やすごみ	
地域区分	西地区	東地区
収集日	毎週 月曜日 木曜日	毎週 火曜日 金曜日
収集方法	各地区の集積場	
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで	
収集容器等	市指定袋	

区 分	燃やさないごみ（金物類）	
地域区分	西地区	東地区
収集日	毎月 第1水曜日	毎月 第2水曜日
収集方法	各地区の集積場	
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで	
収集容器等	コンテナ	

区 分	燃やさないごみ（ガラス・陶磁器類）	
地域区分	西地区	東地区
収集日	毎月 第3水曜日	毎月 第4水曜日
収集方法	各地区の集積場	
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで	
収集容器等	コンテナ	

区 分	資源ごみ（プラスチック製容器包装ごみ）	
地域区分	西地区	東地区
収集日	毎週 火曜日	毎週 月曜日
収集方法	各地区の集積場	
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで	
収集容器等	市指定袋	

区 分	資源ごみ（ペットボトル、ビン、缶、紙パック及び廃食用油）	
地域区分	西地区	東地区
収集日	毎月 第1・3水曜日	毎月 第2・4水曜日
収集方法	各地区の集積場	
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで	
収集容器等	回収ネット、コンテナ、ポリタンク	

区 分	資源ごみ（乾電池、蛍光灯・電球）	
地域区分	西地区	東地区
収集日	4月・8月・12月 第1水曜日	4月・8月・12月 第2水曜日
収集方法	各地区の集積場	
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで	
収集容器等	コンテナ	

区 分	資源ごみ（紙パック、乾電池、蛍光灯・電球、古紙類及び古布類）、粗大ごみ	
地域区分	西地区	東地区
搬入場所	員弁リサイクルセンター	
搬入時間	午前8時30分から午後4時30分まで	
搬入方法	住民が自己搬入し、施設にて搬入申請を行う	
休業日	毎週 水曜日 木曜日 年末年始	

大安町	
地域区分	自治会区分
梅戸井地区	梅戸、梅戸北、南金井、門前、大井田
丹生川地区	片樋、丹生川久下、丹生川中、丹生川上北、丹生川上
三里地区	高柳、平塚、石樽下、中央ヶ丘
石樽地区	石樽北山、石樽北、淵、出口、大門、山条、寺内、宇賀、宇賀新田、鍋坂、小原、一色、戸井、新田、湟川、北垣内

区 分	燃やすごみ			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
収集日	毎週 月曜日 木曜日		毎週 火曜日 金曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	市指定袋			

区 分	燃やさないごみ（金物類）			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
収集日	毎月 第 1 火曜日		毎月 第 1 木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	燃やさないごみ（ガラス・陶磁器類）			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
収集日	毎月 第 3 火曜日		毎月 第 3 木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	資源ごみ（プラスチック製容器包装ごみ）			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
収集日	毎週 金曜日		毎週 水曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで			
収集容器等	市指定袋			

区 分	資源ごみ（ペットボトル、ビン、缶、紙パック及び廃食用油）			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
収集日	毎月 第 1・3 火曜日		毎月 第 1・3 木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで			
収集容器等	回収ネット、コンテナ、ポリタンク			

区 分	資源ごみ（乾電池、蛍光管・電球）			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
収集日	4 月・8 月・12 月 第 1 火曜日		4 月・8 月・12 月 第 1 木曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	資源ごみ（紙パック、乾電池、蛍光管・電球、古紙類及び古布類）、粗大ごみ			
地域区分	梅戸井地区	丹生川地区	三里地区	石樽地区
搬入場所	大安粗大ごみ場			
搬入時間	午前8時30分から午後4時30分まで			
搬入方法	住民が自己搬入し、施設にて搬入申請を行う			
休業日	毎週 水曜日 木曜日 年末年始			

藤原町				
地域区分	自治会区分			
西藤原地区	大貝戸、坂本			
白瀬地区	山口、本郷、市場、志礼石新田			
立田地区	篠立、古田			
東藤原地区	東禅寺、石川、下野尻、西野尻			
中里地区	鼎、上之山田、上相場、長尾、日内、下相場、川合			
区 分	燃やすごみ			
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区 中里地区
収集日	毎週 月曜日 木曜日		毎週 火曜日 金曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	市指定袋			

区 分	燃やさないごみ（金物類）			
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区 中里地区
収集日	毎月 第1水曜日		毎月 第2水曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	燃やさないごみ（ガラス・陶磁器類）			
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区 中里地区
収集日	毎月 第3水曜日		毎月 第4水曜日	
収集方法	各地区の集積場			
搬入時間	収集当日の午前8時30分まで			
収集容器等	コンテナ			

区 分	資源ごみ（プラスチック製容器包装ごみ）				
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区	中里地区
収集日	毎週 金曜日			毎週 木曜日	
収集方法	各地区の集積場				
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで				
収集容器等	市指定袋				

区 分	資源ごみ（ペットボトル、ビン、缶、紙パック及び廃食用油）				
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区	中里地区
収集日	毎月 第 1・3 水曜日			毎月 第 2・4 水曜日	
収集方法	各地区の集積場				
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで				
収集容器等	回収ネット、コンテナ、ポリタンク				

区 分	資源ごみ（乾電池、蛍光管・電球）				
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区	中里地区
収集日	4 月・8 月・12 月 第 1 水曜日			4 月・8 月・12 月 第 2 水曜日	
収集方法	各地区の集積場				
搬入時間	収集当日の午前 8 時 30 分まで				
収集容器等	コンテナ				

区 分	資源ごみ（紙パック、乾電池、蛍光管・電球、古紙類及び古布類）、粗大ごみ				
地域区分	西藤原地区	白瀬地区	立田地区	東藤原地区	中里地区
搬入場所	いなべ市藤原粗大ごみ場				
搬入時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで				
搬入方法	住民が自己搬入し、施設にて搬入申請を行う				
休業日	毎週 水曜日 木曜日 年末年始				

3 中間処理体制

あじさいクリーンセンターの概要を表3に、リサイクル施設の概要を表4に示します。

また、あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。

表3 あじさいクリーンセンターの概要

施設名	あじさいクリーンセンター			
所在地	いなべ市北勢町京ヶ野新田5番地12			
敷地面積	7,612.8m ²			
竣工年月	平成5年12月		平成12年6月	平成19年2月
施設区分	焼却施設	不燃物処理施設	ペットボトル 圧縮梱包施設	プラスチック 圧縮梱包施設
処理能力	50t/日 (25t/10h×2 炉)	15t/5h	1.5t/5h	4t/5h
処理方式	機械化バッチ 燃焼式	破碎選別処理方式	圧縮梱包方式	圧縮梱包方式
設備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給 ピット&クレーン ・ガス冷却 水噴射式 ・排ガス処理 バグフィルター+ 塩化水素除去装置 ・排水処理 再循環無放流 ・灰処理 委託（セメント資源化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎機 二軸式破碎機 ・選別 磁力選別、粒度選別、アルミ選別、風力選別 （鉄・アルミ・不燃物・可燃物） ・圧縮 金属圧縮機 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給 コンベヤ ・選別 手選別 ・圧縮 圧縮梱包機 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入供給 コンベヤ ・選別 手選別 ・圧縮 圧縮梱包機
管理主体	市			

表4 リサイクル施設の概要

施設名	北勢粗大ごみ場	大安粗大ごみ場	藤原粗大ごみ場	員弁リサイクルセンター
所在地	いなべ市北勢町 向平798番地1	いなべ市大安町 石樽下381番地4	いなべ市藤原町 鼎1400番地	いなべ市員弁町 石仏1866番地1
施設区分	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
処理方式	解体及び分別	解体及び分別	解体及び分別	解体及び分別
管理主体	市	市	市	市

4 最終処分体制

最終処分場の概要を表5に示します。

燃やさないごみを破碎選別処理した不燃物や粗大ごみ場に自己搬入された不燃物の埋立処分を行っており、いずれの最終処分場も安定型最終処分場（しゃ水工及び浸出水処理無し）です。

表5 最終処分場の概要

施設名	大安一般廃棄物最終処分場	藤原一般廃棄物最終処分場
所在地	いなべ市大安町石樽東 1610 番地	いなべ市藤原町鼎 1400 番地
埋立開始	平成 11 年	昭和 59 年
埋立面積	7,508 m ²	15,013 m ²
埋立容量	25,000 m ³	90,424 m ³
残余容量	約 8,000 m ³	約 47,180 m ³
管理主体	市	市

備考：埋立容量は、令和5年3月現在となります。

第3節 ごみ処理推計

1 ごみ排出量

本市のごみ排出量について、令和6（2024）年度の実績値及び令和7（2025）年度の推計値目標値は、表6に示します。

燃やさないごみは、目標値を達成する見込みです。

燃やすごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、目標値を未達成の見込みです。

目標値の達成するためには、食品ロスによるごみの減量化やごみ分別アプリの啓発をする必要があります。

表6 ごみ排出量

単位：t

区 分		令和6年度	令和7年度	
		実績値	推計値	目標値
人 口		44,426	44,238	44,000
家庭系一般廃棄物	燃 や す ご み	6,933	6,736	5,879
	燃 や さ な い ご み	161	159	178
	資 源 ご み	653	681	1,594
	粗 大 ご み	2,108	2,074	1,402
	合 計	9,855	9,650	9,053
	g / 人 ・ 日	606	598	564
事業系一般廃棄物	燃 や す ご み	3,028	2,998	2,918
	燃 や さ な い ご み	1	1	3
	粗 大 ご み	0	0	2
	合 計	3,029	2,999	2,923
	t / 日	8	8	8
ご み 排 出 量	燃 や す ご み	9,961	9,734	8,797
	燃 や さ な い ご み	162	160	181
	資 源 ご み	653	681	1,594
	粗 大 ご み	2,108	2,074	1,404
	合 計	12,884	12,649	11,976
	g / 人 ・ 日	793	783	746

2 ごみ処理量

本市のごみ処理量について、令和6（2024）年度の実績値及び令和7（2025）年度の推計値並びに目標値は、表7に示します。

最終処分量は、目標値を達成の見込みです。

焼却処理量、総資源化量、リサイクル率は、目標値を未達成の見込みです。

目標値を達成するためには、燃やすごみの減量化及び粗大ごみ、燃やさないごみの資源回収を行う必要があります。

表7 ごみ処理量

単位：t

区 分	令和6年度	令和7年度	
	実績値	推計値	目標値
焼 却 処 理 量	10,908	10,668	9,456
総 資 源 化 量	2,878	2,863	3,280
内 再 生 利 用 量	1,896	1,902	2,418
内 焼 却 残 渣	982	961	862
リ サ イ ク ル 率	22.4%	22.7%	27.4%
最 終 処 分 量	80	79	102
合 計	12,884	12,649	11,976

3 資源ごみ収集量

本市の資源ごみ収集量について、令和6（2024）年度の実績値及び令和7（2025）年度の推計値並びに目標値は、表8に示します。

缶、乾電池及び蛍光管・電球は、目標値を達成する見込みです。プラスチック製容器包装ごみ、ペットボトル、ビン、紙パック、廃食用油、古紙類及び古布類は目標値を未達成の見込みです。

目標値を達成するためには、雑紙リサイクルの啓発を行う必要があります。

表8 資源ごみ収集量

単位：t

区 分		令和6年度	令和7年度	
		実績値	推計値	目標値
プラスチック製容器包装ごみ		254	282	691
ペットボトル		59	59	129
ビン	無色透明	74	74	81
	茶 色	62	62	68
	そ の 他	27	27	30
	計	163	163	179
缶	アルミ缶	42	42	41
	スチール缶	23	23	22
	計	65	65	63
紙 パ ッ ク		5	5	6
廃 食 用 油		5	5	6
乾 電 池		23	23	12
蛍光管・電球		9	9	5
古紙類	新 聞	9	9	56
	雑 誌	18	18	112
	段ボール	17	17	105
	計	44	44	273
古 布 類		26	26	230
合 計		653	681	1,594

第4節 ごみ処理計画

ごみ処理計画については、基本計画の基本理念「さらなる循環型社会を目指して」～未来につながるいなべ市～の実施に向けて、行政・市民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとします。

基本理念 「さらなる循環型社会を目指して」
～未来につながる いなべ市～

令和7（2025）年度の重点的な施策については、次のとおりとなります。

1 ごみ分別アプリの活用

定期的なごみ分別辞典の更新やごみに関するお知らせ等を行い、ごみ分別アプリの利便性や普及率を高めています。また外国語版のリリースに伴い、外国人への啓発も行います。

2 情報誌 Link での分別啓発

情報誌 Link にて隔月にてごみの啓発を行います。

3 食品ロスの削減

3010 運動（開始 30 分終了 10 分の間は食事をする）や 3 きり運動（食べきり、使い切り、水切り）を推進します。

4 粗大ごみの資源化

粗大ごみについて、新たな資源化することができる業者を検討します。

5 雑紙リサイクル

燃やすごみの中には、約 40%の紙類が混入されており、古紙として資源化を行えるように啓発を行います。

6 プラスチック製品ごみの資源化

プラスチック製容器包装ごみだけでなく、プラスチック製品ごみについても資源化を行えるように検討します。

7 ペットボトルの水平リサイクル

使用済みペットボトルを再びペットボトルとしての水平リサイクルを実施していきます。

8 菰野町との広域化施設整備

菰野町と広域化ごみ処理施設整備を実施していきます。

第3章 生活排水処理実施計画

第1節 生活排水処理概要

令和7（2025）年度の生活排水処理主体を、表9に示します。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設及び合併浄化槽による生活排水の処理を行っております。

また、し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は、本市の許可業者による収集運搬を行い、桑名広域環境管理センターにて中間処理及び最終処分を行っております。

表9 生活排水処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県 / 市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿 浄化槽汚泥 農業集落排水汚泥	許可業者	桑名広域環境 管理センター	桑名広域環境 管理センター

第2節 生活排水処理推計

1 生活排水処理形態別人口

本市における令和7（2025）年度に推計される生活排水処理形態別人口は、表10に示します。

表10 生活排水処理形態別人口

単位：人

区 分		人口
計画処理区域内人口		43,324
	水洗化・生活雑排水処理人口	42,556
	コミュニティ・プラント	0
	合併浄化槽	193
	公共下水道	39,321
	農業集落排水施設	3,042
	水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	673
	非水洗人口	95
	し尿収集人口	95
自家処理人口	0	
計画処理区域外人口		564

2 し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥処理量

本市における令和7（2025）年度に推計されるし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量は、表11に示します。

表11 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量

単位：KL

区 分		処理量
し 尿		535
汚 泥	農業集落排水	4,487
	浄化槽清掃	1,106
	計	5,593
合 計		6,128
日平均（KL/日）		16.78
汚 泥 処 理 率		91%

第3節 生活排水処理計画

生活排水処理計画については、基本計画にある基本理念「きれいな水環境の創造を目指して」～暮らしの調和いなべ市～の実施に向けて、快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図ります。また、し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理にあたっては、適正処理を推進していくとともに、汚泥等の有効利用を推進していきます。

基本理念 「きれいな水環境の創造を目指して」
～暮らしの調和 いなべ市～

令和7（2025）年度の重点的な施策については、次のとおりとなります。

1 公共下水道及び農業集落排水施設の接続

公共下水道が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。

2 合併処理浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するために清掃、保守点検及び法定検査の実施の啓発を図ります。

3 廃食油の資源化

廃食油を資源ごみ（廃食油）として収集し、バイオディーゼル燃料として利用します。

4 家庭での生活排水対策実践の普及

台所での水切りネット使用や食器洗剤量の削減により生活排水処理施設の負担軽減や水質汚濁の防止を図ります。

5 地域住民との連携

地域住民と連携し、一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実施できるように、情報誌 Link やHPにて啓発を行います。